

随意契約理由書

1 業 務 名	名神湾岸連絡線に係るシナリオ地震動作成業務
2 業 者 名	一般財団法人GRI財団
3 随意契約理由	本業務は、名神湾岸連絡線を対象にシナリオ地震動（タイプⅠ・タイプⅡ）を作成するものである。プレート境界型地震（タイプⅠ）については2012年に中央防災会議から公表された南海トラフの巨大地震モデル検討会の震源モデルより作成する。内陸型地震（タイプⅡ）については計画路線付近の六甲・淡路島断層帯の最新の動向を反映した震源モデルを設定するとともに、計画路線上の地下構造情報や別業務で実施される地質調査結果等を踏まえた検討より地震動を作成する。 したがって、本業務を行うにあたっては、 ① 計画路線近傍や六甲・淡路島断層帯近傍における地質に精通しており、過去に発生した地震等における計画路線近傍での地震動の特徴や、近傍の断層帯の状況等を把握していること ② 計画路線近傍での地震動の作成等の実績を有することが契約相手方に求められる要件となる。 一般財団法人GRI財団（以下、「当該法人」という）は、関西地域において豊富な地盤情報とともに地震情報や計測管理情報等を有していることから、計画路線近傍の地質条件等に精通しており、大阪湾岸道路西伸部に係るシナリオ地震動作成業務にて、大阪湾断層と六甲・淡路島断層帯、南海トラフ沿いの巨大地震を対象とした地震動の作成、さらに、南海トラフ地震動（4連動）作成業務等にて、阪神高速の長大橋における南海トラフ地震（4連動）の地震動の作成を行っている。 また、本業務に求められる要件を有しているものとして当該法人を特定して、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続を実施したところ、応募者はなかった。 よって、当該法人は、上記要件を具備する唯一の者であると認められる。 以上より、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に該当し、当該法人と随意契約するものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	